

保護者の皆様へ

知立市教育委員会

季節性インフルエンザの出校許可証明書から登校許可報告書への
切り替えについて（お知らせ）

日頃は、学校教育にご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございます。

さて、現在、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの感染に気をつけて行動する生活が続いております。また、医療機関では、同時流行に備えて診療・検査医療機関を整備するなど対応をしているところです。

そこで、医療機関の負担軽減と児童生徒、保護者への感染機会の軽減を図るため、インフルエンザの出校許可証明書に限り、下記のとおりに変更いたします。

記

1 変更点

〔これまで〕

インフルエンザに感染した場合、発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過し、**医療機関が発行した「出校許可証明書」の提出により**、登校することができる。

〔これから〕



インフルエンザに感染した場合、発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過し、**医療機関からの指示を受けて保護者の方が必要事項を記入した「インフルエンザ登校許可報告書（保護者記入用）」別紙1(1)の提出により**、登校することができる。

2 変更期日

令和2年12月24日

3 保護者の方へのお願い

- ① 医療機関で、「インフルエンザに感染している」と診断された場合は、出席停止期間（治療または感染の恐れがなくなるために必要な期間）について医師からの指示を受けてください。
- ② 保護者の方は、医師から指示を受けた出席停止期間を学校まで連絡してください。
- ③ お子様が出席停止期間を終えて、次に登校する時は、前日までに学校へ連絡をしてください。登校当日は「インフルエンザ登校許可報告書（保護者記入用）」別紙1(1)に必要事項を記入し、お子様に持たせて、担任へ提出してください。

※ インフルエンザに感染した場合は、学校保健安全法施行規則第19条で「**発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで**」が出席停止期間と規定されております。

- ④ インフルエンザ以外の出席停止対象の病気でお休みする場合は、従来どおり、医療機関で「出校許可証明書」の発行を受けてから登校してください。

※ 「インフルエンザ登校許可報告書（保護者記入用）」、インフルエンザ以外の「出校許可証明書」用紙は、学校のホームページからダウンロードする、もしくは学校でも受け取ることができます。